

## 目的

排他的経済水域等における我が国の権益を確保するとともに、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展を図るため、国連海洋法条約に基づき、排他的経済水域等における構築物等の設置等及び海洋の科学的調査に関する国連海洋法条約に定める主権的権利その他の権利の行使について必要な措置を定める。

## 構築物規制

- 外国人の排他的経済水域等における構築物等の設置等について、内閣総理大臣の許可制とする
- 所要の取締、罰則規定を設ける。

論点：許可基準

立入検査、除去命令、罰則等の措置がどこまで可能か

## 海洋の科学的調査規制

- 外国人の排他的経済水域等における海洋の科学的調査について、内閣総理大臣の許可制とする。
- 所要の取締、罰則規定を設ける。

論点：日中口上書の取扱い

立入検査、拿捕、罰則等の措置がどこまで可能か

## 法執行体制の強化等

- 権益の確保を図るために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供に努める。
- 関係行政機関の相互の連携の確保、違反措置の防止等に適切に対応するため、海上保安庁の体制の強化その他の措置を講ずる。